

少人数学級の推進、定数改善も含めた教職員の働き方改革及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の改正により、令和３年度から小学校の学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられることとなった。中学校においても、令和８年度から現在の40人から35人へ順次引き下げる方針となっているものの、今後、よりきめ細かい教育活動を進めるためには、特別支援学級・特別支援学校を含め、さらなる学級編制標準の引下げが必要である。

また、学校現場では、いじめや不登校など解決すべき課題が山積しており、教職員は子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。現在、国においても、教職員の負担軽減を図るための取組が進められているものの、教職員の長時間勤務は依然として多い状況となっており、教職員の定数算定に用いられる「乗ずる数」の引上げや、学校・教師が担う業務に係る３分類に基づく業務の適正化など、長時間労働の是正は喫緊の課題となっている。

さらに、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたところであるが、地方公共団体における厳しい財政状況を鑑み、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、国による一層の財政支援が必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 中学校での35人学級を確実に実施するとともに、小学校・中学校においてさらなる学級編制標準の引下げを検討すること。また、特別支援学級・特別支援学校においても学級編制標準を引き下げること。
- 2 教職員の長時間労働是正に向け、早急に加配定数の増員や義務標準法が定める「乗ずる数」の引上げなど教職員定数の改善を推進すること。
- 3 学校・教師が担う業務に係る３分類に基づく業務の適正化をはじめとした働き方改革を実行するため、必要な財政措置を講ずること。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

}

宛（各 通）